

「令和7年度佐賀県伝承芸能次世代継承事業」企画運営等業務委託仕様書

1 業務名称

「令和7年度佐賀県伝承芸能次世代継承事業」企画運営等業務

2 目的

本県が有する特色ある伝承芸能を次世代へ継承する機運を醸成するため、芸能を披露する場を設け、広く県民が鑑賞できる機会を創出し、伝承芸能を通じた地域の活性化を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日（火）

4 業務概要

第8回佐賀県伝承芸能祭

期 間	準備会議：令和7年（2025年）10月頃（予定） 会場準備、設営：令和7年11月14日（金） リハーサル：令和7年11月15日（土） 本番、感謝状贈呈・交流会：令和7年11月16日（日） 撤収：令和7年11月16日（日）
会 場	本番・感謝状贈呈・交流会：佐賀市文化会館（佐賀市日の出一丁目 21-10）
出 演	県内外8団体（予定）
内 容	(ア)「佐賀県伝承芸能祭」の計画業務 (イ)「佐賀県伝承芸能祭」の事前調整業務 (ウ)「佐賀県伝承芸能祭」の情報発信業務 (エ)「佐賀県伝承芸能祭」の運営業務 (オ) その他必要な業務 ※来場者数の目標は4,000人以上とする。

5 業務内容

第8回佐賀県伝承芸能祭の運営に関する業務

(ア)「佐賀県伝承芸能祭」の計画業務

「佐賀県伝承芸能祭」を実施することで、目的を達成できるような効果的な計画を作成すること。特に、来場者数の目標4,000人を達成できるようなものとなるよう留意すること。

① 業務実施体制の構築・管理

- ・事業効果を高めるためイベントプロデューサーを配置すること。
- ・若年層を含む幅広い世代へ効果的にアプローチするためポスター、チラシ、ステージ装飾等を統括するデザインプロデューサーを配置すること。
- ・その他、業務全般に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。

- ② 業務実施スケジュールの作成・管理
- ・イベント当日までの運行スケジュールを作成し、定期的に（契約～9月までは隔週1回以上、10月～11月までは毎週1回以上）打ち合わせを設定し、進捗を報告すること。
 - ・委託事業者は担当者2名以上を配置し、打ち合わせは2名以上の体制で参加すること。
- ③ 「佐賀県伝承芸能祭」基本コンセプト、基本ビジュアルの作成
- ④ 会場の使用計画の作成
- ⑤ 出演団体等のステージイベントの企画の作成
- ・出演団体は県内外8団体（予定）とする。
 - ・司会は男女1名ずつのペアにて進行する。
 - ・さが祭時記まつりびとオープニング曲担当の篠笛奏者佐藤和哉氏を招聘する。
 - ・本大会において舞台上で手話通訳及び要約筆記を行うこと。
- ⑥ ステージ以外のイベントの企画の作成（体験型イベント、集客型イベント）
- ・伝承芸能の体験を通じて、来場者の伝承芸能に対する理解や興味・関心を引き出す内容とすること。
 - ・来場者が伝承芸能の実際の奉納現場を観覧したり、伝承芸能への参加を促す内容とすること。
- ⑦ 駐車場計画の作成（誘導看板等の計画を含む）
- ⑧ 感謝状、表彰状の作成

大 き さ	A3判
印刷様式	全書筆耕
紙 質	賞状用紙
数 量	14枚（県内外出演団体8枚＋表彰団体6枚）
備 考	額縁含む。本文はword原稿で提供

- ⑨ 会場等装飾計画の作成（会場用案内看板等を含む）
- ⑩ 効率的な予算計画・管理
- ⑪ 感謝状贈呈式、交流会の計画作成
- 伝承芸能祭の出演者への感謝状贈呈式、出演者同士の交流会の計画を作成する。

会 場	佐賀市文化会館イベントホール
人 数	50名程度
M C	1名
時 間	17時～18時30分（予定）
備 考	着席形式、1団体3～4名程度

(イ) 「佐賀県伝承芸能祭」の事前調整業務

「佐賀県伝承芸能祭」の円滑な開催に向けて関係団体、関係者への事前調整を行う。

- ① 佐賀県との事前調整及び協議
- ② イベントプロデューサーとの詳細な事前調整
- ③ 出演団体に関する関係機関（市町・団体等）との事前調整

- ④ 県内外の出演候補団体との事前調整
- ⑤ 円滑な進行のための準備会議開催、運営マニュアルの作成
- ⑥ 開催会場との事前調整
- ⑦ 会場外駐車場の確保、事前調整及び協議
- ⑧ その他関係各団体との事前調整及び協議

(ウ)「佐賀県伝承芸能祭」の情報発信業務

次世代の認知度向上を図り、伝承芸能を継承しようとする機運を醸成するとともに、イベント当日の来場促進のための効果的な情報発信を行う。

なお、マスメディアによる情報発信においては、以下のメディアで効果的なタイアップを行いながら実施すること。

- ① サガテレビ（共催予定）
- ② 佐賀新聞（共催予定）
- ③ エフエム佐賀（共催予定）
- ④ ケーブルテレビ（県内全域）
- ⑤ ウェブサイト ※保守、管理含む
- ⑥ ポスター

イベント内容告知チラシと一緒に県内施設、学校等に封入発送する。

大 き さ	B 2 判
印刷様式	4 色刷カラー印刷（両面）
紙 質	コート紙 135 k g
数 量	700 枚
納 品	①佐賀県文化課 170 枚（うち 100 枚は三つ折り納品） ②封入発送 530 枚（三つ折り加工） ※告知チラシと一緒に県内施設、学校等へ委託先より送付する（送付先等は別途案内）。 ※下記参考情報（令和 6 年度実績）参照
備 考	デザイン含む

⑦ イベント内容告知チラシ

ポスターと一緒に県内施設、学校等に封入発送する。

大 き さ	A 4 判
印刷様式	4 色刷カラー印刷（両面）
紙 質	コート紙 73 k g
数 量	81,000 枚
納 品	①佐賀県文化課 5,000 枚 ②委託先指定業者 76,000 枚 ※県内施設、学校等へ委託先より送付する（送付先等は別途案内）。 ※下記参考情報（令和 6 年度実績）参照
備 考	デザイン含む

【参考情報】ポスター、告知チラシの封入発送実績（令和 6 年度）

【1】ポスター1枚、チラシ20枚

県内博物館・美術館、図書館（74箇所）、県内公民館（108箇所）

【2】ポスター1枚、チラシ児童・生徒人数分

県内各種学校（348校、71,653人分）

<内訳>学校数、チラシ枚数

県内小学校（158校、26,443枚）、県内中学校（90校、16,000枚）、

義務教育学校（6校、2,240枚）、県内高校（45校、23,020枚）、

特別支援学校（11校、1,450枚）、私学専修学校（26校、1,300枚）、

各種学校、短期大学、大学等（12校、1,200枚）

⑧ 第8回佐賀県伝承芸能祭全編をオンラインでLIVE配信する。

(エ)「佐賀県伝承芸能祭」の運営業務

- ① 前日のリハーサルの運営（会場内外の駐車場運営を含む）
- ② 前々日・前日及び当日の設営（来場者誘導看板の設置・制作を含む）
- ③ 当日の運営（会場内外の駐車場運営を含む）
- ④ 当日の撤去

(オ) その他必要な業務

① 写真画像、解説文による「佐賀県伝承芸能祭」記録誌の製作

大 き さ	A4判
頁 数	50頁程度
様 式	表紙マット180K、中面マット90K
数 量	530部
備 考	デザイン含む

② 撮影動画、解説コメントによる「佐賀県伝承芸能祭」記録DVDの製作

種 類	ダイジェスト版、各出演団体版
様 式	DVD（収納ケース、表紙カバー付）
数 量	132セット（ダイジェスト版100セット、各出演団体版32セット）
備 考	デザイン含む

③ イベントスチール写真の撮影

イベントの様子全般を撮影、記録集制作や記録保存用として使用。

④ 来場者配布用イベントプログラムの作成

大 き さ	A4判
頁 数	30頁程度
様 式	表紙マット90K
数 量	4,100部
備 考	デザイン含む

- ⑤ 来場者アンケートの配布及び集計、アンケートプレゼントの企画、運営
来場者にアンケートを実施、集計結果を報告。
また、アンケートに協力いただいた方々を対象にプレゼント等を実施。
- ⑥ その他、本仕様書にない事項については、その都度佐賀県と協議を行い、決定する。

6 留意事項

- (1) 委託業務の内容については、最終的に、佐賀県と受託者が協議し決定する。
- (2) 本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行う。
- (3) 会場の設営（運搬、組立、解体を含む。）及び設備・資機材は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用は全て契約金額に含めるものとする。
また、撤去並びに出演者の輸送手配及び謝金支払いについても同様とする。
- (4) 佐賀市文化会館の会場使用料は、契約金額に含めないものとする。
- (5) 受託者はイベント保険に加入し、加入後は保険書類の写しをイベント前日までに佐賀県に提出すること。
- (6) 真にやむを得ない理由がある場合は、イベント等の開催の時期及び場所等について変更する場合がある。その際は佐賀県と受託者との協議によって決定する。
- (7) 受託者による会場の汚損及び損傷または第三者への損害は、受託者が弁償し、又は賠償する。
- (8) 業務の遂行に当たり、第三者（佐賀県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うものとする。
- (9) 受託者が制作したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、佐賀県に帰属するものとする。
ただし、受託者が単に使用する場合には、佐賀県と協議するものとする。
- (10) 個人情報保護及び情報セキュリティに関し最新の注意が必要とされるため、受託事業者へ以下の事項を義務付ける。
 - ア 業務上知り得た個人情報の秘密保持を確保し、第三者への情報提供を禁止する。
 - イ 受託業務目的以外の利用の禁止
 - ウ 受託業務目的以外の個人情報データの複写又は複製の禁止
 - エ 業務従事者による個人情報保護の誓約
 - オ 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化
- (11) 委託業務完了後、速やかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。
- (12) 業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこととする。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承諾を得ることとし、この場合においては、佐賀県内に本店を有する事業者への発注を考慮することとする。